

2020年11月11日

株主各位

佐賀市松原四丁目2番12号  
株式会社 佐賀共栄銀行  
取締役頭取 二宮 洋二

中間配当金支払いに関するお知らせと「中間配当決議はがき」の郵送廃止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2020年11月11日開催の当行取締役会決議により、第103期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりますので、ご通知申し上げます。

なお、当行の中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせにつきましては、昨年まで株主の皆さまに「中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知」と題した郵便はがきをお送りすることにより行ってまいりましたが、本年より、同はがきの郵送を廃止させていただくことにいたしました。

今後は、同はがきに代えて、当行ホームページ（<https://www.kyogin.co.jp>）への掲載にてご案内させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

当行定款の規定にもとづき、2020年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金をお支払いする。

1. 中間配当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1株につき金3円00銭

2. 効力発生日ならびに支払い開始日・・・・・・・・・・・・・・・・2020年11月30日（月）

以 上

---

中間配当金のお支払いについて

中間配当金領収書（口座振込ご指定の方には、中間配当金計算書および配当金振込先のご確認について）は、お届出ご住所あてに、きたる11月27日（金）に発送する予定でございます。

なお、銀行口座振込みをご指定の方には、11月30日（月）にご指定の口座へお振込みの手続きをいたします。